

全タク連発第80号  
令和7年9月2日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋一朗

高速バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、国土交通省物流・自動車局長より乗合タクシーも効率的な運行が可能なことから、標記について別添のとおり通知がありましたので了知されるとともに、傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

謹白

国自旅第65号の2  
令和7年8月29日

公益社団法人日本バス協会 会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 会長 殿

国土交通省  
物流・自動車局 旅客課長  
( 公 印 省 略 )

高速バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し、周知をお願いいたします。

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

### 高速バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

高速バス等の運行については、事業計画及び運行計画に定める業務の確保に適切に対処すべきである一方で、多客期・多客時間帯における旅客の運送、駅前等の渋滞解消等交通環境面への配慮及び事業効率化等を実現する観点から、乗合バス事業に係る規制措置について、その趣旨を阻害しない範囲で柔軟な運用をすることが重要である。これまで、柔軟な運用に基づき効率的な運行を実現する視点から「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 23 日付事務連絡）を通知しているところであるが、その取扱いについて判然としていない場合が生じていることから、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

なお、平成 20 年 10 月 28 日付け通達（国自旅第 241 号）は廃止する。

### 記

#### 1. 用語の定義

この通達で、「高速バス等路線」とは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね 50 キロメートル以上のキロ程の路線又は空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港若しくは同法附則第 2 条第 1 項の政令で定める飛行場を起点若しくは終点とする路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものに係る路線をいう。

#### 2. 柔軟な運用を行い効率的な運行を実現するための考え方

以下の（1）及び（2）の各場合において許容される柔軟な運用としては、それぞれの項に掲げる手法が想定されるので留意されたい。

(1) 多客期・多客時間帯において運行を行う場合

- ① 高速バス等路線における運行系統であって、通常の旅客の需要を著しく超える需要が生じた時期、時間帯が存在する運行区間において、当該区間に限り、当該区間の運行事業者が自らではなく、当該区間を共同で運行する事業者が当該高速バス等路線において使用することができるものとして保有する他の一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を続行便として旅客の運送を行う。
- ② 高速バス等路線における運行系統であって、始発停留所又は乗車専用停留所において満席（座席定員制若しくは座席指定制の自動車で座席定員が満たされている状態又は確実に満たされることがあらかじめ判明している状態）となり、かつ、当該停留所以降の乗車専用停留所から乗車する旅客の運送が確保されている場合において、降車停留所まで直行する。

(2) 乗客が皆無である状況において運行を行う場合\*

- ① 高速バス等路線における運行系統であって、乗車専用又は降車専用のクローズドドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する。
- ② 高速バス等路線における運行系統であって、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地まで回送する。
- ③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときについて、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する。
- ④ (1) ①の続行便について、旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で回送し帰庫する。

\*運転者が乗客の有無を確実に確認した上で、運行管理者の指示を受けている場合に限る。

### 3. 事業者の遵守事項

(1) 2. (1) 及び (2) の各場合において、それぞれの項に掲げる手法をとる場合においては、以下の事項を遵守すること。

- ① 運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。ただし、2. (1) ①の続行便については除く。
- ② あらかじめ運行基準図（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第27条第1項に規定されるものをいう。）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転者に適切な指導をすること。

また、運行表（運輸規則第27条第2項に規定されるものをいう。）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ携行させること。

さらに、業務記録（運輸規則第25条第1項第3号に規定されるものをいう。）についても、業務の終了地点及びその業務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。

- ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第1項第5の5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送等することとし、帰庫等への道路状況についても、狭隘な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送等すること。

(2) 2. (1) ②の手法をとる場合においては、以下の事項についても遵守すること。

- ① この運行により通過となる乗車専用停留所の旅客の利便を阻害しないよう、あらかじめ届け出された運行計画に沿って運行する便（後続便）を別途運行するとともに、各停留所において、係員・運転者等（自社職員でない者も含む。）又は通信手段により旅客に対して直接案内できる体制を確保することとし、これを含む具体的な案内体制を運行計画の届出内容の欄に明記すること。
- ② この運行を行うことが想定される系統の各停留所等においては、当該運行が行われる場合がある旨を事前に旅客に周知したうえで、直行する降車停留所に過度に早着するなど、旅客に過度な負担が生じないように配慮すること。
- ③ また、降車停留所まで直行するために通過する経路についても、事業計画の認可を予め受けておくこと。

以上

## 高速バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

### 1. 背景

高速バスの運行については、「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（平成20年10月28日付 国自旅第241号）により、多客期・多客時間帯や、乗客が皆無である場合における効率的な運行の取扱いを示してきたところである。

一方で、これまで高速バス等（専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線又は空港法第2条に規定する空港若しくは同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点若しくは終点とする路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものに係る路線）は、運行計画に従い運行する観点から、突発的な需要増により途中満席となった場合でも、その後の乗車専用停留所を経由することを求めてきたところであるが、今般、一定の要件の下で効率的な運行を実現するための考え方を示すこととする。

### 2. 概要

- 高速バス等の路線であって、始発停留所・乗車専用停留所において満席となり、かつ当該停留所以降の乗車専用停留所から乗車する旅客の運送が確保されている場合は、降車停留所まで直行できることとする。
- 直行する場合は、運行計画に沿った後続便を別途運行するとともに、通過する乗車専用停留所の旅客に対して案内できる体制を確保すること。
- 直行する場合の経路について、事業計画の認可を予め受けておくこと。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年8月中

施 行：公 布 の 日